

## 全施設共通の①除外区域

# 13 配慮基準の①除外区域（全施設共通）（案）（1）

配慮基準の①除外区域に設定する区域のうち、全施設において共通となる区域（案）は、次のとおり。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	森林法
	保安林予定森林	
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	道指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領

# 13 配慮基準の①除外区域（全施設共通）（案）（2）

配慮基準の①除外区域に設定する区域のうち、全施設において共通となる区域（案）は、次のとおり。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	北海道立自然公園の特別地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壌汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	文化財保護法
	国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）	
	道指定有形文化財	北海道文化財保護条例
	道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）	

# 13 配慮基準の①除外区域（全施設共通）（案）（3）

配慮基準の①除外区域に設定する区域のうち、全施設において共通となる区域（案）は、次のとおり。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
その他北海道が必要と判断するもの	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令

## 太陽光発電施設（①除外区域）

# 14 配慮基準の①除外区域（太陽光発電施設）（案）

太陽光発電施設の「①除外区域」は、全施設共通の①除外区域に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	河川区域	河川法
その他北海道が必要と判断するもの	海岸保全区域	海岸法

## [（再掲）全施設共通の①除外区域]

区域名
砂防指定地
地すべり防止区域
ぼた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域
災害危険区域
保安林
保安林予定森林
地域森林計画対象森林
道指定鳥獣保護区の特別保護地区
生息地等保護区
保護林

区域名
道自然環境保全地域
学術自然保護地区
ラムサール条約湿地
世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域
北海道立自然公園の特別地域
自然景観保護地区
環境緑地保護地区
要措置区域
世界文化遺産
国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）

区域名
道指定有形文化財
道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）
市街化調整区域
農用地区域内農地
甲種農地

# 15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（1）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

## 【温泉・防災】

●：基準として設定済み / ○：国の基準 (令和5年(2023年)4月20日現在)

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島	
10	温泉 (温泉法)	保護地域																		
11		準保護地域																		
12	砂防指定地 (砂防法)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	
13	地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	
14	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	
15	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法)	●	●	●	●	●	●	●			●		●	●		●	●	●	●	
16	土砂災害危険箇所 (国交省通達)	考慮区域	●					●						●			●			
17	山地災害危険地区 (林野庁長官通達)	考慮区域	●					●						●		●				
18	ぼた山崩壊防止区域 (地すべり等防止法)	●															●			
19	災害危険区域 (建築基準法)	●														●	●			

# 15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（2）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

## 〔河川・鳥獣保護区 ・生息地等保護区〕

●：基準として設定済み / ○：国の基準 (令和5年(2023年)4月20日現在)

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島
20	区域	●	●		●	●	●	●	●			●				●	●	●	●
21	河川 (河川法)	保全区域	考慮区域			●	●									●			●
22		予定地	考慮区域			●	●									●			●
23	国指定 鳥獣 保護区	特別保護地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	(鳥獣保護 管理法)	その他の地区	考慮区域	●			●					●			●				●
25	都道府県 指定鳥獣 保護区	特別保護地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
26	(鳥獣保護 管理法)	その他の地区	考慮区域	●			●					●							
27	生息地等 保護区	管理地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	(種の 保存法)	監視地区	●				●					●		●					●



# 15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（3）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

## 〔生息地等保護区〕

### ・自然環境保全地域

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島
29	生息地等保護区 (都道府県条例)	管理地区	●	●						●		●		●		●	●		●
30		監視地区	●	●						●		●		●		●			●
31	カモシカ保護地域 (S54.三庁合意)	非該当	●																
32	原生自然環境保全地域 (自然環境保全法)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	自然環境保全地域 (自然環境保全法)	特別地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34		野生動植物保護地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35		普通地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	都道府県自然環境保全地域 (都道府県条例)	特別地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
37		野生動植物保護地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
38		普通地区	●					●		●	●	●	●		●	●			●

# 15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（4）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

## 【動植物等の保護区】

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島	
39	・環境緑地保護地区 ・緑地環境保全地域 (都道府県条例)	●												●						
40	自然景観保護地区 (都道府県条例)	●																		
41	学術自然保護地区 (都道府県条例)	●																		
42	自然記念物 (都道府県条例)	非該当												●						
43	絶滅危惧種に指定されている動植物の生育・生息地 (レッドリスト)	考慮事項			●											●				
44	希少野生動植物（生息地）保護区 (都道府県条例)	非該当					●	●							●	●				
45	生物圏保存地域のうち核心地域及び緩衝地域 (人間と生物圏計画)	非該当																		●

# 15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（5）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

## 〔自然公園〕

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島
46	特別保護地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	国立・ 国定 公園 (自然公 園法) 第一種 特別地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	第二種 特別地域	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●		●		●	●
49	第三種 特別地域	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●		●		●	●
50	普通地域	考慮 区域					●									●			●
51	都道 府県立 自然 公園 (都道府 県条例) 第一種 特別地域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
52	第二種 特別地域	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●		●		●	●
53	第三種 特別地域	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●		●		●	●
54	普通地域	考慮 区域					●									●			●

# 15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（6）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

## 【条約・森林】

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島	
55	ラムサール条約湿地 （ラムサール条約）	●			●		●			●			●	●			●		●	
56	世界文化遺産 （世界遺産条約）	●	●								●								●	
57		●																	●	
58	保安林 （森林法）	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
59	予定森林等	●															●	●		
60	保護林 （保護林設定要領）	●																	●	
61	地域森林計画対象森林 （森林法）	●			●			●			●					●				
62	森林整備保全重点地域 （都道府県条例）	非該当						●												
63	第一種森林管理 重点地域 （都道府県条例）	非該当													●					
64	市町村が保全森林とし協 定等を締結している区域 （協定書等）	非該当			●															

# 15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（7）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

## 〔森林・風致等の 計画区域・景観〕

●：基準として設定済み / ○：国の基準 (令和5年(2023年)4月20日現在)

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島
65	補助事業により森林整備等を実施した区域 (補助事業による制限)	非該当														●			
66	風致地区 (都市計画法)	考慮区域	●		●	●	●	●			●	●	●	●					●
67	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域 (歴史まちづくり法)	非該当	●		●			●						●			●		
68	市街化調整区域 (都市計画法)	●																	
69	特別緑地保全地区 (都市緑地法)	考慮区域			●	●	●					●		●					
70	・近郊緑地保全区域 ・近郊緑地特別保全地区 (首都圏近郊緑地保全法)	非該当					●					●							
71	生産緑地地区 (生産緑地法)	非該当										●							
72	・文化的景観 ・重要文化的景観 (文化財保護法)	非該当	●		●									●				●	
73	景観形成重点地区 (市町村景観計画)	非該当				●	●									●			

# 15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（8）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

## 【景観】

●：基準として設定済み / ○：国の基準 (令和5年(2023年)4月20日現在)

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島
74	ふるさとの緑の景観地 (都道府県条例)	非該当					●												
75	熊野川流域景観区域 (都道府県条例)	非該当									●								
76	世界文化遺産の景観等に 影響を与える区域 (世界遺産条約)	非該当																●	
77	国指定 (重要)文化財 (文化財保護法)	● 考慮事項			●	●	●				●					●			●
78	●史跡 ●名勝 ●天然記念物	● 考慮事項	●		●	●	●				●					●		●	●
79	都道府県 指定 (重要)文化財 (都道府県条例)	● 考慮事項			●	●	●				●					●			●
80	●史跡 ●名勝 ●天然記念物	● 考慮事項	●		●	●	●				●					●		●	●
81	市町村 指定 (重要)文化財 (市町村条例)	非該当			●						●								
82	●史跡 ●名勝 ●天然記念物	非該当	●		●						●								

# 15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（9）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

## 〔文化財・海・川・水〕

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島
83	伝統的建造物群保存地区 （文化財保護法）	非該当	●		●	●		●			●			●		●		●	●
84	自然海浜保全地区 （都道府県条例）	非該当											●						
85	海岸保全区域 （海岸法）	●	●		●	●						●				●			●
86	一般公共海岸区域 （海岸法）	考慮区域				●										●			●
87	海洋再生可能エネルギー 発電設備整備促進区域 （再エネ海域利用法）	非該当																	
88	保護水面 （水産資源保護法）	考慮区域												●					
89	四万十川保全 ・振興の重点地域 （都道府県条例）	非該当														●			
90	水環境保全区域 （都道府県条例）	非該当			●														
91	水道水源（特定） 保全地域（地区） （都道府県条例）	非該当		●				●											

# 15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（10）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

## 〔水・農地

## ・汚染・投棄〕

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島	
92	水資源保全地域 （都道府県条例）	考慮 区域						●												
93	（特定）水源地域 （都道府県条例）	非該当					●				●									
94	農用地区域内農地 （土地） （農振法）	●	●		●	●		●			●					●	●	●	●	●
95	甲種農地 （農地法）	●	●		●	●		●			●					●	●	●	●	●
96	第1種農地 （農地法）	考慮 区域	●		●	●		●			●					●	●	●	●	●
97	指定区域 （廃掃法）	考慮 区域														●				
98	要措置区域 （土壌汚染対策法）	●														●				
99	土砂搬入禁止区域 （都道府県条例）	非該当					●													
100	不法投棄等により廃棄物が 残置されている場所 （廃掃法）	非該当					●													



# 15 他府県の除外区域の設定状況（太陽光発電施設）（11）

他府県の「太陽光発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

## 【その他】

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島	
101	航空制限区域 （航空法）	非該当				●														
102	伝搬障害防止区域 （電波法）	非該当																		
103	道路区域 （道路法）	考慮区域														●				
104	設置が禁止されている区域 （法令、命令等）	非該当			●		●													
設定数		38	33	14	35	30	36	28	11	12	29	21	16	28	9	41	20	24	39	
		差分	▲5	▲24	▲3	▲8	▲2	▲10	▲27	▲26	▲9	▲17	▲22	▲10	▲29	+3	▲18	▲14	+1	
		道案	岩手	宮城	福島	茨城	埼玉	長野	富山	愛知	三重	京都	広島	山口	徳島	高知	福岡	長崎	鹿児島	

## ②考慮対象事項（全施設共通）

# 16 配慮基準の②考慮対象事項（全施設共通）（案）（1）

配慮基準の②考慮対象事項に設定する区域・事項のうち、全施設において共通となる区域・事項（案）は、次のとおり。

「考慮対象事項」に設定された区域・事項については、市町村が「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集・検討。

また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業は、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置を講じ、「地域の環境の保全のための取組」に位置付け。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準  ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息 地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息地等保護区の監視地区</li> <li>・ 保安林</li> <li>・ 国内希少野生動物種の生息・生育への支 障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 国指定鳥獣保護区の特別保護 地区以外の地区</li> <li>b) 道指定鳥獣保護区の特別保護 地区以外の地区</li> <li>c) 緑の回廊</li> <li>d) 風力発電における鳥類のセンシ ティブマップ（風力発電に限る）</li> <li>e) 保護水面・資源保護水面</li> <li>f) 自然環境保全基礎調査（動 物）</li> <li>g) IBA</li> <li>h) マリーンIBA</li> <li>i) レッドリスト掲載種</li> <li>j) 指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 環境省HP</li> <li>b) 北海道HP</li> <li>c) 林野庁HP</li> <li>d) 環境省HP</li> <li>e) 水産庁HP / 北海道HP</li> <li>f) 環境省HP</li> <li>g) 野鳥の会HP</li> <li>h) 野鳥の会HP</li> <li>i) 環境省HP / 北海道HP</li> <li>j) 環境省HP / 北海道HP</li> <li>a～j) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>a～i) EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、保全に必要な措置 ※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所 において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置に ついて専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> <li>● 事業の実施に当たって、保全に必要な措置※を講じること ※市 町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について専門 家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> <li>● 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること</li> <li>● 発電施設の設置にあたり鳥類の主要な移動・渡りルート・集団繁殖 地への設置を避ける、営巣・繁殖期に工事を行わない、さけ・ます増 養殖への影響対策を講じる、採餌エリアを考慮するなどの必要な対策 や希少な動植物種の生息・生育環境への影響を考慮した対策を講じ ること</li> </ul>

# 16 配慮基準の②考慮対象事項（全施設共通）（案）（2）

全施設において、「②考慮対象事項」に設定する区域・事項は、次のとおり。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	収集すべき情報	情報の収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への 影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息地等保護区の監視地区</li> <li>・ 保安林</li> <li>・ 国内希少野生植物種の生息・生育への支 障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 保護水面・資源保護水面</li> <li>b) 特定植物群落</li> <li>c) 自然度8ランク以上の区域</li> <li>d) 巨樹・巨木林</li> <li>e) レッドリスト掲載種</li> <li>f) 指定希少野生動物種</li> <li>g) 自然環境保全基礎調査(植 物)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 水産庁HP / 北海道HP</li> <li>b) 環境省HP</li> <li>c) 環境省HP</li> <li>d) 環境省HP</li> <li>e) 環境省HP / 北海道HP</li> <li>f) 環境省HP / 北海道HP</li> <li>g) 環境省HP</li> <li>a～g) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>a～e、g) EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則、当該区域の変更を避けた事業計画にすること(ただし、当該 植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査 を行い、保全に必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りで はない)</li> <li>● 変更が避けられない場合、当該区域の変更面積をできる限り小さく した事業計画とするなど、保全すべき植生に影響のない事業計画とす ること</li> <li>● 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、保全に必要な措 置<sup>*</sup>を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場 所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措 置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響		<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 重要湿地</li> <li>b) 重要里地里山</li> <li>c) 重要海域</li> <li>d) 自然度8ランク以上の区域</li> <li>e) 保護水面・資源保護水面</li> <li>f) 自然再生の対象となる区域</li> <li>g) 緑の回廊</li> <li>h) KBA</li> <li>i) 生態系の保全上重要な自然環 境の状況</li> <li>j) すぐれた自然地域の要素(法や 条例で指定された区域を除く)</li> <li>k) 北海道湿原保全マスタープラン 掲載の湿原</li> <li>l) 自然環境保全基礎調査(生態 系)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 環境省HP</li> <li>b) 環境省HP</li> <li>c) 環境省HP</li> <li>d) 環境省HP</li> <li>e) 水産庁HP / 北海道HP</li> <li>f) 環境省HP</li> <li>g) 林野庁HP</li> <li>h) コンサベーションインターナショナル ジャパンHP</li> <li>i) 関係部局に聴取</li> <li>j) 北海道HP</li> <li>k) 関係部局に聴取</li> <li>l) 環境省HP</li> <li>a～l) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取</li> <li>a～h・l) EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の実施に先立ち、保全に必要な調査を行い、保全に必要な措 置<sup>*</sup>を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場 所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措 置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> </ul>

# 16 配慮基準の②考慮対象事項（全施設共通）（案）（3）

全施設において、「②考慮対象事項」に設定する区域・事項は、次のとおり。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに 主要な眺望景観への影響	・ 国立・国定公園の特別保護地区、海域公 園地区、第一種特別地域以外の区域	a) 国立・国定公園の普通地域 b) 道立自然公園の普通地域 c) 景観計画区域 d) ジオパーク e) 長距離自然歩道 f) 風致地区 g) 景観重要建造物 h) 景観重要樹木 i) 眺望の状況及び景観資源の分 布状況	a) 環境省HP b) 北海道HP c) 北海道HP d) 北海道HP / 日本ジオパークネッ トワークHP e) 環境省HP / 北海道HP f) 北海道HP / 市町村HP g) 国土交通省HP / 市町村HP h) 国土交通省HP / 市町村HP a～i) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a～h) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、保全に必要な措置※を講じること ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望への影響回避とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す</li> <li>●事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること。なお、周囲に植栽を施す場合はすでに成立する植生と同様の樹種を用いること。また、構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>●事業地が林地の場合、施設や付帯設備の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮するとともに、林地以外の植生では、それら構造物が遮蔽できず景観に与える影響が大きいことから、施設等設置は避けることが望ましい</li> <li>●林地以外の植生では、施設や付帯設備を遮蔽できず景観に与える影響が大きいことから、施設等設置は極力避けること</li> <li>●施設や付帯設備の色は、周辺景観との調和に配慮した色彩とすること</li> <li>●事業実施区域及びその周辺に重要な眺望点や住居等がある場合、景観への調和に配慮するための必要な対策を講じること</li> <li>●事業地が二次的な環境の場合は、周囲の景観に調和した植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること</li> </ul>
主要な人と自然との触れ合いの活動 の場への影響		a) 特別緑地保全地区 b) 長距離自然歩道 c) 自然との触れ合いの活動が一般 的に行われる施設又は場の状態及び 利用の状況 d) 身近な自然地域（環境緑地保 護地区以外）	a) 国土交通省HP / 北海道HP / 市町村HP b) 環境省HP / 北海道HP c) 環境省HP / 北海道HP d) 北海道HP a～d) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 b) EADAS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること</li> <li>●事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること</li> </ul>

# 16 配慮基準の②考慮対象事項（全施設共通）（案）（4）

全施設において、「②考慮対象事項」に設定する区域・事項は、次のとおり。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの		a) 公園 b) 下水道 c) 都市計画区域の用途地域（工 業地域及び工業専用地域を除く）	a) 国土交通省HP / 北海道HP b) 国土交通省HP c) 国土交通省HP / 市町村HP a～c) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	●公園利用者に著しい支障を及ぼさず、必要やむを得ないと認められ るものであり、技術的基準に適合する場合 ●施設の目的を妨げないことや、財産価値を減じるものでないこと、施 設の機能を損ないものでないこと等の条件に該当する場合 ●都市計画法に基づき用途地域が指定されている場合は、建築基準 法による用途規制に適合すること。
		a) 国指定文化財（重要文化財を 除く） b) 国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものを除く） c) 道指定文化財（有形文化財を 除く） d) 道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものを除く） e) 記念保護樹木	a) 文化庁HP / 文化遺産オンライン HP b) 文化庁HP / 文化遺産オンライン HP c) 北海道HP / 文化遺産オンライン HP d) 北海道HP / 文化遺産オンライン HP e) 北海道HP a～e) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a～d) EADAS	●文化財等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、文化財に 影響を与えないための必要な対策を講じることむかいひらい ●記念保護樹木が近隣に植生する場合、植生に影響を与えないため の必要な対策を講じること
		a) 形質変更時要届出区域（土壌 汚染対策法第11条第1項及び第 3項）	a) 環境省HP / 北海道HP / 文献 その他資料 / 科学的知見者や関係 部局等からの聴取	●形質変更時要届出区域において、土地の形質の変更を行う場合に は、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体 の飛散等より、新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、その方法 が法に基づく一定の基準に適合すること

# 16 配慮基準の②考慮対象事項（全施設共通）（案）（5）

全施設において、「②考慮対象事項」に設定する区域・事項は、次のとおり。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの		a) 廃棄物が地下にある土地に係る 指定区域	a) 北海道HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴 取	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該土地の形質の変更を避けた、又は変更の程度をできる限り小 さくした事業計画とすること</li> <li>●土地の形質の変更を行う場合は、次の要件を満たすよう施行するこ と               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 廃棄物を飛散、又は流出させないこと</li> <li>2) 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気 又は脱臭その他必要な措置を講ずること</li> <li>3) 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出す るおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるこ と</li> <li>4) 土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維 持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずること</li> <li>5) 埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、 当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置 を講ずること</li> </ol> </li> <li>6) 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に 伴って生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認する ために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うこと</li> <li>7) 6) による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、 又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境 の保全上必要な措置を講ずること</li> <li>8) 石綿含有一般廃棄物、廃石綿又は石綿含有産業廃棄物が地下 にあることが明らかな場合には、当該廃棄物の飛散による生活環境 の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずること</li> <li>9) 水銀処理物又は廃水銀等処理物が地下にあることが明らかな場 合には、土地の形質の変更により当該廃棄物に含まれる水銀の溶出 による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置 を講ずること</li> </ul>

# 16 配慮基準の②考慮対象事項（全施設共通）（案）（6）

全施設において、「②考慮対象事項」に設定する区域・事項は、次のとおり。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの		a) 第1種農地	a) 文献その他資料 / 関係部局等 からの聴取	●第1種農地については、農業上の利用を図るべき土地であることを 勘案し、利用への影響を抑えるための必要な対策を講じること
		a) 漁業許可、漁業権（各種）	a) 北海道HP / 関係部局等からの 聴取	●漁業許可や漁業権が設定されている区域については、利用状況を 勘案し、利用への影響を抑えるために必要な対策を講じること（下流 及び海面にある漁業権や許可を含む）
		a) 増殖河川	a) 北海道HP / 関係部局等からの 聴取	●さけ・ます増殖事業を実施している河川については、事業への影響を 抑えるために必要な対策を講じること
		a) 森林施業を実施・計画している 区域	a) 北海道HP / 関係部局等からの 聴取	●道有林野内で事業を実施する場合、森林の持つ公益的機能の発 揮及び道有林野の適正な整備・管理に支障を及ぼすことがないよう、 必要な対策を講じること
		a) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴 取 / EADAS	●振動による保全対象への影響を抑えるための対策を講じること
		a) 発電所に係る環境影響評価の 手引き（第2～4章）	a) 経済産業省HP	●住居専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設等から 1km以上離れていること



## 太陽光発電施設（②考慮対象事項）

太陽光発電施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域・事項（案）を加える。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
水の濁りによる影響		a) 水資源保全地域 b) 公共用水域の水質測定結果 c) 水道原水取水地点 d) さけますふ化場・養殖場	a) 北海道HP / 市町村HP b) 北海道HP c) EADAS d) 水産庁HP / 国立研究開発法人水産研究・教育機構HP a～d) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること</li> <li>● 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること</li> <li>● 生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること</li> </ul>
騒音による生活環境への影響	・ 騒音その他の生活環境への支障	a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること</li> <li>● 発電施設や設置物に囲いを設ける等の防音対策を講じること</li> <li>● 事業用地近傍（火力は1km範囲内、風力は2km範囲内）に保全対象施設等がある場合は、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること</li> </ul>
重要な地形及び地質への影響		a) 重要な地形・地質の状況  b) 自然環境保全基礎調査	a) 国土交通省 国土地理院HP / 環境省HP / 日本の地形レッドデータブック b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

# 17 配慮基準の②考慮対象事項（太陽光発電施設）（案）（2）

太陽光発電施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域・事項（案）を加える。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域を含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防指定地</li> <li>・地すべり防止区域</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>・保安林</li> </ul>	a) 土砂災害危険箇所 b) 山地災害危険地区 c) 河川保全区域 d) 河川予定地 e) 道路区域 f) 漁港区域 g) 一般公共海岸区域  h) 土地分類基本図 i) 土地利用図 j) 現存植生図 k) 土地の形状が保持される性質の 状況	a) 北海道HP b) 北海道HP c) 国土交通省HP d) 国土交通省HP e) 各建設管理部 f) 北海道HP g) 各建設管理部  h) 国土交通省HP i) 国土交通省国土地理院HP j) 環境省生物多様性センターHP k) 関係部局に聴取 a～k) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a、b、e、f、h～j) EADA	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害や水害に備えた適切な 事業計画にすること</li> <li>●切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置 する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など 必要な対策を講じること</li> <li>●河川保全区域等に施設を設置する場合は、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・治水上又は利水上の支障が生じないこと</li> <li>・他の工作物に悪影響を与えないこと</li> <li>・河川における一般の自由使用を妨げないこと</li> <li>・河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的 環境を損なわないこと</li> </ul> </li> <li>●一般公共海岸区域に施設を設置する場合に関しては、海岸の防 護に著しい支障を及ぼす恐れが無いと海岸管理者が認める事業計画 とすること</li> <li>●道路区域に施設を設置する場合は、道路占用許可が必要であり、 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもので道路法その他の 法令規則で定められた基準に適合する場合に限り、道路占用許可を する場合があること</li> <li>●漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業 の施行又は漁港の利用を阻害し、その他漁港の保全の支障を与える ものではないこと</li> <li>●当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災 害を発生させるおそれがないこと</li> <li>●水害を発生させるおそれがないこと</li> <li>●水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと</li> <li>●周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと</li> </ul>
反射光による生活環境への影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴 取 / EADAS	●事業地の周囲に植栽を施すことや、反射を抑えた仕様の資材を採用 することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないよ う措置を講じること